

令和 2 年度 パワーポイント教材の活用について (案)

本年度作成するパワーポイント教材については、若年者を中心とする消費者が、デジタル社会における消費者トラブルから自身を守るために必要な知識を身に付けることを目的として、高校生の授業その他消費者教育の実践に役立つ教材として活用していただけるように取り組む。

1. 教材の活用の方

○高等学校の家庭科等の授業における、補助教材としての活用

<イメージ>

- ・令和 4 年度から年次進行で実施される高等学校家庭科学習指導要領と対応させており、單元ごとの導入部分で事例を示すことで、学習に対する興味や理解度を高める。
- ・解決策を掲載しない事例を示すことにより、トラブルの回避・解決方法を調べたり考えたりする授業活動を通じた思考力・判断力の育成を目指す。
- ・「自分は大丈夫だから」と他人事にならないよう、事例を示して身近なところに危険が潜んでいることを伝え、問題意識を持たせる。
- ・消費者庁で作成した「社会への扉」と関連させ、デジタル取引における典型事例集として活用する。

○大学生や社会人等の若年者を対象とした活用

※令和 4 年度の成年年齢の引下げに伴い、社会に出て間もない 18 歳～19 歳の消費者トラブルの増加が懸念される。

<イメージ>

- ・大学の講義の中で資料として利用。
- ・オリエンテーションや企業研修の場などでの講義資料として利用。

○幅広い世代の消費者による利用促進

<イメージ>

- ・消費生活相談員や出前授業の講師が行う研修等の消費者教育の場における講義資料として利用。
- ・生徒のみに限らず、教員向けの研修、セミナーなど(オンラインセミナーも含む)で資料として利用。
- ・中・高校性向けの出前講座で講義資料として利用。
(徳島県においては、消費者庁新未来創造戦略本部として「とくしま消費者教育人材バンク」に登録している。)
- ・教材に音声を吹き込んだ動画を作成し、オンラインセミナー等の講義資料として利用。

令和 2 年度 パワーポイント教材の活用について (案)

⇒以上の活用方法における課題は何か、他に活用できる場がないか、その他活用を促進するための課題は何か、等についてご意見をいただきたい。

2. 教材の周知・展開方法

○高等学校

- ・徳島県の協力を得て県内の高等学校に紹介してもらう。
- ・都道府県の消費者行政部局に案内し、教育委員会などへ周知してもらう。
- ・「消費者教育ポータルサイト」にリンクを貼る。
(有識者会議の委員の所属する学校の授業で試験的に使ってもらい、内容の改善を図る。)

○大学生や社会人等の若年者を対象とした活用

- ・徳島県の協力を得て県内の大学や消費者団体等に紹介してもらう。
- ・県外の大学や消費者団体等に（活用方法を示した資料と共に）送付する。
- ・都道府県の消費者行政部局に案内し、消費者教育の啓発活動の場などへ周知してもらう。

○幅広い世代の消費者

- ・消費者庁ホームページへの掲載、公式 SNS (Twitter、Facebook 等) で周知。
- ・教材内容を簡潔に記載したチラシ等を作成し、企業や関係機関等に紹介する。
- ・地方自治体等に紹介し、職員向けの研修やセミナーなどの資料として利用してもらう。

⇒以上の方法で問題は無いのか。他に周知・展開に有効な方法はあるか。その他利用拡大に向けてどのような方策を講じればよいか、等についてご意見をいただきたい。